

公立沖縄北部医療センター  
財団法人の定款(骨子案)等について

---

令和6年11月7日協議会  
公立沖縄北部医療センター整備協議会事務局  
(沖縄県医療政策課)



# 定款（骨子案）のポイント①

## 名称（第1条）

- 一般財団法人 沖縄県北部医療財団

## 事務所（第2条）

- 主たる事務所を沖縄県名護市に置く

## 目的（第3条）

- 金武町・恩納村以北における地域医療の推進を図り、住民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする

## 事業（第4条）

- (1) 公立沖縄北部医療センターの指定管理者としての運営
- (2) 地域医療を担う医療従事者の確保及び育成
- (3) 地域医療に関する調査研究及び成果の普及
- (4) 附属診療所の運営など離島・へき地における医療提供に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 基本財産（第6条）

- この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を基本財産とする。

## 事業計画及び収支予算（第10条）

- 理事長が作成し、理事会の承認を経て、評議員会へ報告を行うものとする。これを変更する場合も、同様とする。

## 事業報告及び決算（第11条）

- 理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

# 定款（骨子案）のポイント②

## 評議員関係（第12条～第25条）

- (1) 定数  
3人以上5人以内
- (2) 選任及び解任  
評議員会の決議により行う
- (3) 任期  
4年（再任可）
- (4) 報酬  
各年度の総額が1人当たり20万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- (5) 評議員会
  - ① 開催  
事業年度終了後3か月以内 ※必要に応じ臨時開催可
  - ② 招集  
理事会の決議に基づき理事長が招集  
※評議員全員の同意により招集手続無しで評議員会開催可
  - ③ 権限（決議事項）及び決議  
右表のとおり

### （決議事項及び決議）

	決議事項	決議
1	理事及び監事の選任又は解任	理事：出席者の過半数 監事：2/3以上の多数
2	理事及び監事の報酬等の額	出席者の過半数
3	評議員に対する報酬等の支給の基準	2/3以上の多数
4	貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認	出席者の過半数
5	定款の変更	2/3以上の多数
6	残余財産の処分	出席者の過半数
7	基本財産の処分又は除外の承認	2/3以上の多数
8	その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項	法令規定：2/3以上の多数 定款規定：出席者の過半数

# 定款（骨子案）のポイント③

## 理事・監事関係（第26条～第34条）

### (1) 設置

- ① 理事3人以上8人以内、監事1人以上2人以内
- ② 理事のうち1人を理事長
- ③ 理事のうち副理事長及び専務理事それぞれ1人を置くことができる

### (2) 選任

- ① 評議員会の決議により選任
- ② 理事長、副理事長、専務理事は理事会の決議により理事の中から選定

### (3) 職務及び権限

理事長及び業務執行理事は毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上理事会に報告する

### (4) 任期

理事は2年、監事は4年（再任可）

### (5) 報酬

評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支払うことができる

### (6) 顧問

- ① 必要と認める人数を置くことができる
- ② 任期、選任及び解任は理事会において決議（再任可）
- ③ 無報酬（費用弁償可）

## 理事会（第35条～第43条）

### (1) 権限

- ① 業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

### (2) 招集

理事長が招集

### (3) 決議

出席者の過半数

### (4) 委員会

決議により設置可

## 委員会（第44条）

- 委員は、理事会において選任

## 事務局（第48条）

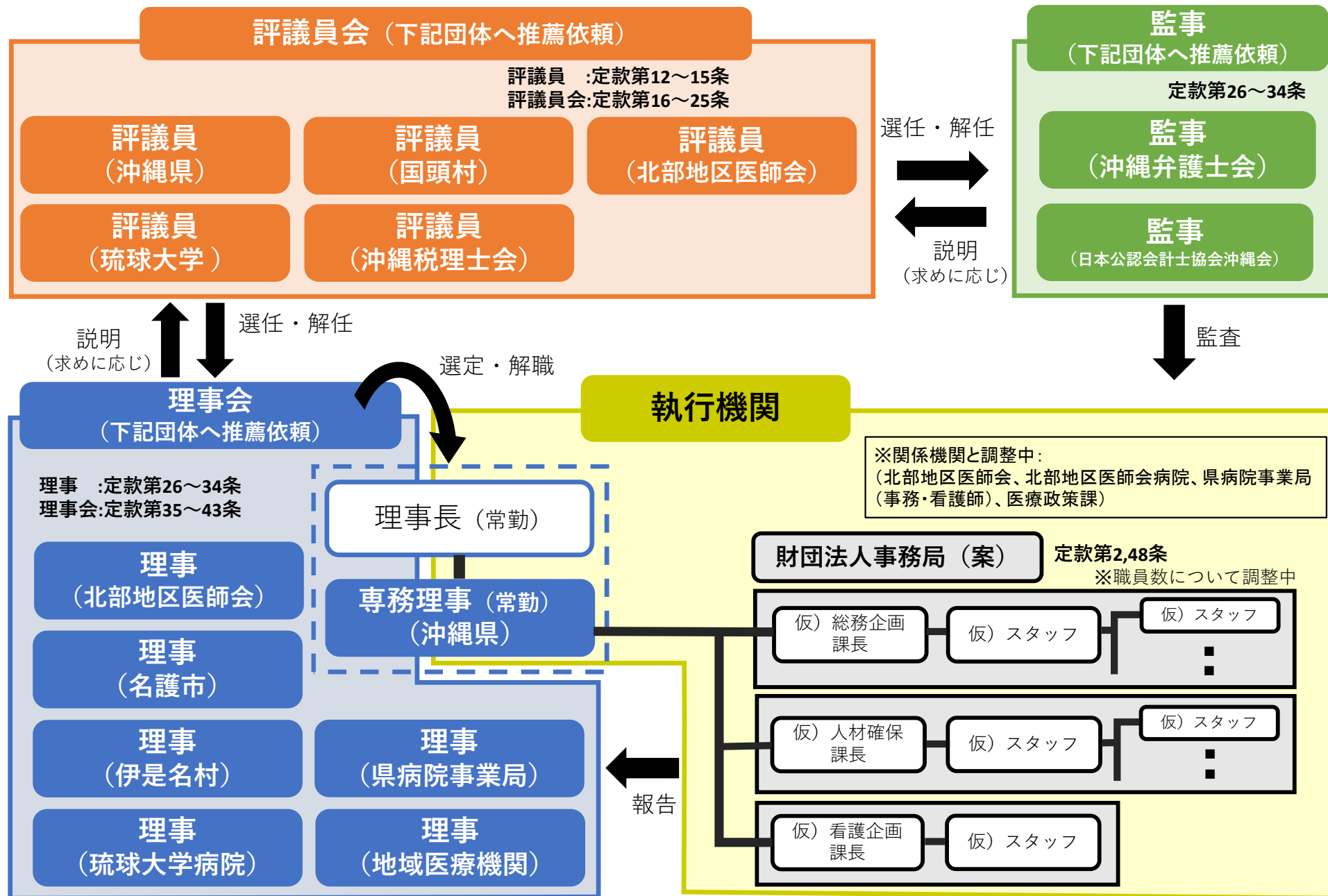
- 事務局長等の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免

## 設立時の評議員、理事・監事（附則第4・5項）

- 現在選任依頼中であり、選任後は本人の了解を得て、氏名を記載

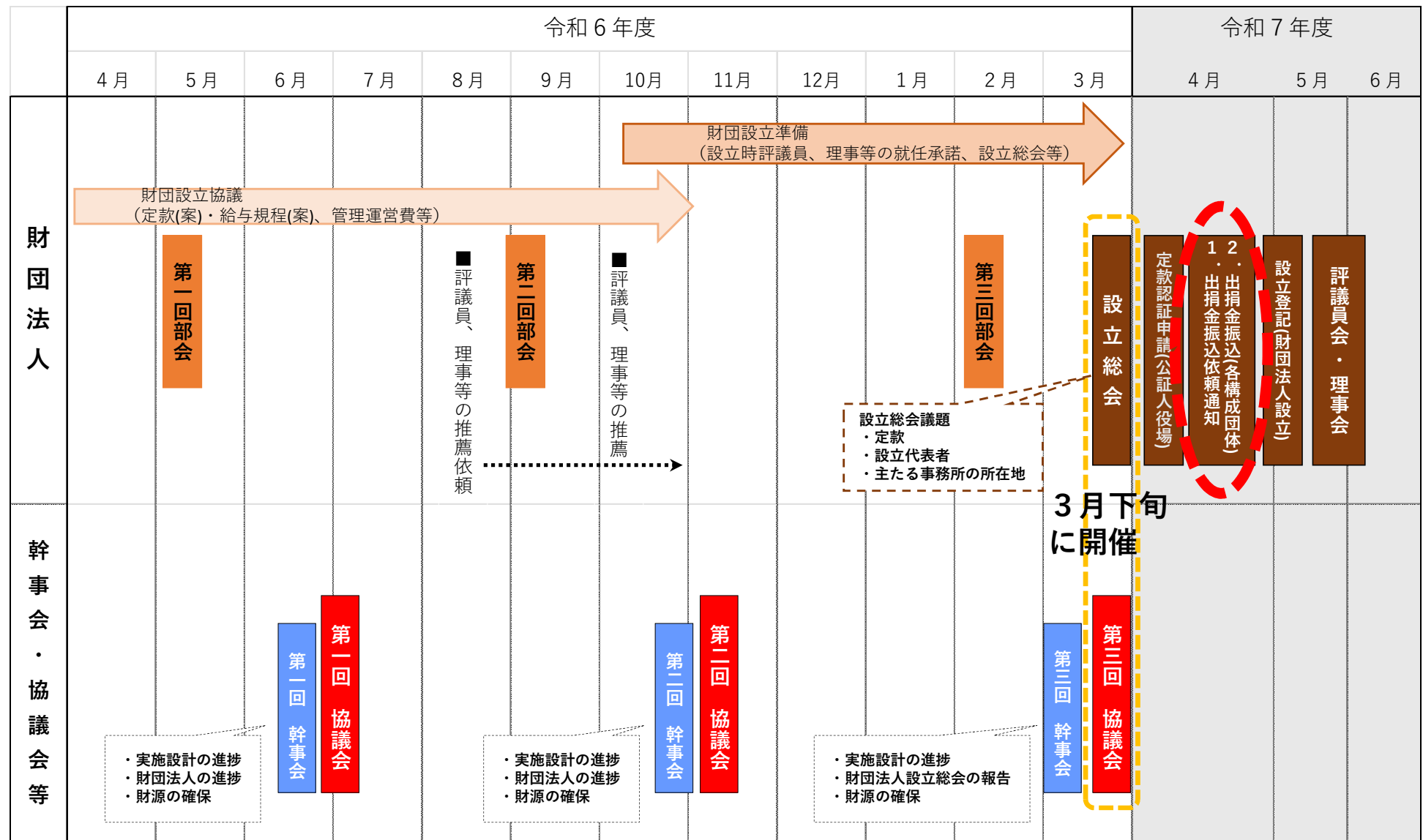
# 財団法人の体制について

○ 白抜きされている職はそれぞれの団体等へ選定依頼・受託済み



# 今後のスケジュールについて

参考  
(R6.10月時点)



※ 財団の基本財産となる「出捐金」につきましては、令和6年9月25日付「一般財団法人北部医療財団への出捐について(通知)」により通知しております。令和7年度当初予算への計上を忘れずをお願いいたします。